



鳥取県公報

令和3年3月31日（水）
号外第35号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則（8）（消防防災課）・・・・・・・・・・ 5 鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則及び鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条 例施行規則の一部を改正する規則（9）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則（10）（税務課）・・・・・・・・・・ 15 鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則（11）（人事企画課）・・・・・・・・ 19 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病 院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則 （12）（〃）・・ 46 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則（13）（〃）・・・・・・・・・・ 48 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則及び鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則の 一部を改正する規則（14）（人権・同和対策課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 50 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を 定める規則の一部を改正する規則（15）（中山間地域政策課）・・・・・・・・ 52
-------	---

==== 公布された規則のあらまし ====

◇火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
火薬類取締法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 火薬庫完成届出手续について定めた規定を削る。
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則及び鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、所要の規定の整備を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則及び鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の規定中引用する法律の名称等を改める。
 - (2) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
電気供給業に係る法人事業税の課税方式及び税率の見直しに伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税に係る更正決定通知書の様式について、所要の規定の整備を行う。
 - (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした新たな行政課題に対応するため、県の行政組織を改めるとともに、新たな職を設置する等所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 鳥取県行政組織規則の一部改正
 - ア 新型コロナウイルス感染症に立ち向かうための全庁体制を構築するため、部局として新型コロナウイルス感染症対策本部事務局を置く。
 - イ 生活環境部に脱炭素社会推進課を置く。
 - ウ 商工労働部に産業未来創造課を置く。
 - エ 農林水産部に部内局として畜産振興局を置く。
 - オ 総合事務所に保健所を置く。
 - カ 内部組織、所掌事務及び附属機関について所要の規定の整備を行う。
 - (2) 職員の職の設置に関する規則の一部改正
職員の職について、次のとおり改める。
 - ア 新設する職

- エスディージーズ
- クラスター対策監、鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、デジタル戦略監、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、農業振興監、観光誘客ディレクター及び地方交通主幹
- イ 廃止する職
農業振興戦略監
- (3) 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正
日本の国籍を有しない者を任用できない公の意思の形成への参画に携わる職にクラスター対策監及びデジタル戦略監を加える。
- (4) 施行期日等
ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。
イ 関係する規則について所要の改正を行う。

◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
県立中央病院の内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
- (1) 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正
政治的行為が制限される職に病院局の災害対策室の室長を加える。
- (2) 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正
任免に知事の同意を要する主要な職員に災害対策室の室長を加える。
- (3) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
県の行政組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
- (1) 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の設置に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) 総合事務所内局の再編に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (3) 物品の貸付け又は借受けに係る事務処理権限について、所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則及び鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
- (1) 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則の一部改正
ア 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会及び小委員会は、必要があると認めるときは、議事に関し専門的な知識を有する者に対して、出席を求めて意見を聴き、又は意見書の提出を求めることができるものとする。
イ 規則の趣旨について定めた規定中引用する鳥取県人権尊重の社会づくり条例の条項を改める。
- (2) 鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則の一部改正
ア 規則の趣旨、人権相談窓口の名称、設置場所及び所掌機関並びに人権相談窓口が行う支援について定めた規定中引用する鳥取県人権尊重の社会づくり条例の条項を改める。
イ 組織改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、北栄町のうち旧大栄町及び琴浦町のうち旧赤崎町が、新たに過疎地域となったことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 中山間地域に類する地域として規則で定める地域から北栄町のうち旧大栄町の地域及び琴浦町のうち旧赤崎町に係る地域を削る。
- (2) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

年齢	
貯蔵場所	所在地
	所有者
	構造
貯蔵する火薬類の種類及び最大貯蔵量	
出納責任者氏名及び資格	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用目的	
販売営業（譲受・消費）許可年月日及び番号	年 月 日 第 号

添付書類

- 1 貯蔵場所の構造図
- 2 貯蔵場所付近の状況図（付近の保安物件との距離を明確に表示したもの）
- 3 貯蔵場所が他人の所有に係るものであるときは、その者の承諾書
- 4 盗難防止の措置の概要を記載した書類

様式第2号（第3条関係）

火薬類販売営業（火薬庫）廃止届

年 月 日

職 氏名 様

（代表者）氏名

名称	
事務所所在地 （電話番号）	
職業	
（代表者）住所、氏名及び年齢	
営業所（火薬庫）の所在地	
販売火薬類（火薬庫）の種類	火薬庫にあつては、その棟数（ ）
販売営業（設置）許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	
火薬類の譲渡先	

様式第3号（第4条関係）

製造保安責任者等選任（解任）届

年 月 日

職 氏名 様

（代表者）氏名

名称					
事務所所在地 (電話番号)					
職業					
(代表者)住所、氏名及び 年齢					
職務を行う製造所、火薬庫 又は消費場所の所在地					
区分 種別	免状の書類、 番号及び取得 都道府県名	住所	氏名	保安手帳番号	保安講習受講 年月日
製造保安責任 者					
製造副保安責 任者					
製造保安責任 者の代理者					
取扱保安責任 者					
取扱副保安責 任者					
取扱保安責任 者の代理者					

添付書類 選任の場合にあつては、当該選任した者の免状の写し及び履歴書
様式第4号(第5条関係)

火薬類販売報告書(年 月から 年 月)

年 月 日

職 氏名 様

(代表者)氏名

火 薬 類 の 種 類	単 位	繰越数量	譲受数量	譲渡数量	残数量	譲渡内訳	譲受先
工業火薬	kg					砕(採)石	
						土木	
						その他	
爆薬	kg					砕(採)石	
						土木	
						その他	
工業雷管	個					砕(採)石	
						土木	
						その他	
電気雷管	個					砕(採)石	

						土木	
						その他	
銃用火薬	kg						
銃用雷管	個						
実包	個						
空包	個						
導火線	m						
煙火	個						

様式第5号（第5条関係）

火薬類販売営業許可申請事項変更報告書

年 月 日

職 氏名 様

(代表者) 氏名

名称	
事務所所在地 (電話番号)	
職業	
(代表者)住所、氏名及び年齢	
営業許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
営業所の所在地	
変更事項	
変更理由	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

様式第6号（第5条関係）

火薬庫設置等許可申請事項変更届（変更報告書）

年 月 日

職 氏名 様

(代表者) 氏名

名称	
事務所所在地 (電話番号)	
職業	
(代表者)住所、氏名及び	

年齢	
火薬庫	種類及び棟数
	所在地
設置許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更事項	
変更理由	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

様式第7号（第5条関係）

火薬庫報告書（ 年 月から 年 月）

年 月 日

職 氏名 様

（代表者）氏名

（ 級火薬庫 棟）

火 薬 類の 種類	単位	繰越数量	入庫数量	出庫数量	残数量	備考
工業火薬	kg					
爆薬	kg					
工業雷管	個					
電気雷管	個					
銃用火薬	kg					
銃用雷管	個					
実包	個					
空包	個					
導火線	m					
煙火	個					

注 火薬類を火薬庫を有する販売業者等に譲渡した場合にあっては、備考欄にその譲渡先及び数量を記載すること。

様式第8号（第5条関係）

火薬類消費許可申請事項変更届

年 月 日

職 氏名 様

（代表者）氏名

名称	
----	--

事務所所在地 (電話番号)	
職業	
(代表者)住所、氏名及び年齢	
消費許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
消費火薬類の種類及び数量	
変更事項	
変更理由	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

様式第9号(第5条関係)

火薬類消費報告書(年 月から 年 月)

年 月 日

職 氏名 様

(代表者)氏名

(消費目的の種別:)

(消費場所:)

火 薬 類 の 種類	単 位	繰越数量	譲受数量	消費数量	残数量
火薬	kg				
爆薬	kg				
工業雷管	個				
電気雷管	個				
導火線	m				

注 消費目的の種別(砕(採)石・土木・その他)ごと及び消費場所ごとに作成すること。

様式第10号(第5条関係)

火薬類所有権承継届

年 月 日

職 氏名 様

(代表者)氏名

名称	
事務所所在地 (電話番号)	
職業	

(代表者)住所、氏名及び年齢		
承継した火薬類の種類及び数量		
被承継者	住所	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	所持資格	
	所持資格に係る許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
火薬類の所有権の承継原因		相続・遺贈・法人合併
承継原因の発生年月日		年 月 日

様式第11号から様式第13号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則及び鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則及び鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正)

第1条 鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則(平成21年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>別表(第2条、第3条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 この表において「消防団員の数」は、その年度の1月1日における数とし、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第9号)第2条第2項</u>に規定する過疎地域の市町村(以下「過疎市町村」という。)にあっては、その数に100分の120を乗じて得た数とする。 3 略 	略	<p>別表(第2条、第3条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 この表において「消防団員の数」は、その年度の1月1日における数とし、<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項</u>に規定する過疎地域の市町村(以下「過疎市町村」という。)にあっては、その数に100分の120を乗じて得た数とする。 3 略 	略
略			
略			

(鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則(昭和45年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 この表において、「振興山村」とは山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村をいい、「<u>過疎地域</u>」とは<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第9号)第2条第1項</u>に規定する過疎地域をいう。 3～7 略 	略	<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 この表において、「振興山村」とは山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村をいい、「<u>過疎地域</u>」とは<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項</u>に規定する過疎地域をいう。 3～7 略 	略
略			
略			

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。
第53号様式の3を次のように改める。

(裏面)

◎延滞金

不足税額については、法定納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の延滞金特例措置割合(租税特別措置法第99条第2項に規定する平均貸付割合(以下「平均貸付割合」という。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては年7.3パーセントの割合を加算し、年7.3パーセントの割合にあっては鳥取県条例第9条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄及び並びに同表の左欄(3)の同表の中欄中に掲げる税額については平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合、その他の税額については当該延滞金特例措置割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

◎お知らせ

この県税の賦課処分(特別法人事業税)に関する処分を含む。以下同じ。)について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年4月1日前に開始した事業年度に関する鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第44条に規定する法人の県民税に係る更正又は決定の通知並びに同条例第63条に規定する法人の事業税及び特別法人事業税の更正又は決定の通知、過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知並びに重加算金額の決定の通知に係る通知書の様式については、改正後の鳥取県税条例施行規則第53号様式の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(機関の分類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織及び<u>新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第22条第1項の規定に基づき設置される鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局(以下「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局」という。)</u>(以下「部局」という。)並びに部局の下に設けられる局(局に相当するものを含む。以下「部内局」という。)、課(課に相当するものを含む。以下同じ。)及び課内室等をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>(部局及び部内局の名称等)</p> <p>第5条 <u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局を部局として置くほか、鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部局は、次のとおりである。</u></p> <p>令和新時代創造本部 交流人口拡大本部 危機管理局 総務部 地域づくり推進部 福祉保健部 子育て・人財局 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p>2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。</p>	<p>(機関の分類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織(以下「部局」という。)並びに部局の下に設けられる局(局に相当するものを含む。以下「部内局」という。)、課(課に相当するものを含む。以下同じ。)及び課内室等をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>(部局及び部内局の名称等)</p> <p>第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部局は、次のとおりである。</p> <p>令和新時代創造本部 交流人口拡大本部 危機管理局 総務部 地域づくり推進部 福祉保健部 子育て・人財局 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p>2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。</p>

略	
農林水産部	試験場統括本部 農業振興監 畜産振興局 森林・林業振興局 水産振興局
略	

(課及び課内室等の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局	部内局	課	課内室等
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局		新型コロナウイルス感染症対策総合調整課	新しい県民生活推進室
		新型コロナウイルス感染症対策推進課	
		新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム	
		経済雇用・生活支援チーム	
		クラスター対策チーム	
		認証事業所・ガイドライン対策チーム	
		人権啓発チーム	
令和新时代創造本部	政策戦略監	新時代・ エスディージーズSDGs 推進課	新しい県民生活推進室
		略	
略			
交流人口拡大本部		略	
		東京本部	拉致被害者対策調整室 総

略	
農林水産部	農業振興戦略監 試験場統括本部 森林・林業振興局 水産振興局
略	

(課及び課内室等の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局	部内局	課	課内室等
令和新时代創造本部	政策戦略監	新時代・ エスディージーズSDGs 推進課	新しい県民生活推進室
		略	
略			
交流人口拡大本部		略	
		東京本部	拉致被害者対策調整室 総

			務・関係人口・県立ハローワークチーム 販路開拓・メディア連携・交流支援チーム				務チーム 情報発信チーム 販路開拓チーム 産業振興・定住支援・県立ハローワークチーム
		関西本部	企業立地・関係人口・県立ハローワークチーム 観光・情報発信・販路開拓チーム			関西本部	企業立地・移住促進・県立ハローワークチーム 観光・情報発信チーム 販路開拓チーム
		略				略	
	略					略	
略				略			
生活環境部		略		生活環境部		略	
		脱炭素社会推進課				低炭素社会推進課	
		略				略	
	略					略	
略				略			
商工労働部		略		商工労働部		略	
		産業未来創造課				産業振興課	
		略				略	
	略					略	
農林水産部		農林水産政策課		農林水産部		農林水産総務課	
	試験場統括本部					農業大学校	
						経営支援課	
	農業振興監	経営支援課	農業普及推進室			農地・水保全課	農村整備室
		農業大学校		農業振興戦略監		とっとり農業戦略課	研究・普及推進室
		生産振興課				生産振興課	
		農地・水保全課	農村整備室			畜産課	
	畜産振興局	畜産課	家畜衛生・防疫対策室	試験場統括本部			

略	略
略	略
<p>(<u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局各課の所掌事務</u>)</p> <p><u>第6条の2</u> <u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症対策総合調整課</u></p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の対策の総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症対策本部会議、鳥取県経済雇用対策本部会議及び鳥取県コロナに打ち克つ新しい県民生活推進会議に関すること。</u></p> <p>(3) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること。</u></p> <p>(4) <u>鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（令和2年鳥取県条例第51号）の施行に関すること。</u></p> <p>(5) <u>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた県民生活及び県民経済の安定化を図る施策の総括に関すること。</u></p> <p>(6) <u>新しい生活様式（新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、飛沫感染、接触感染等への対策を徹底するための生活のあり方をいう。）の県民への普及及び定着に関すること。</u></p> <p>(7) <u>新型コロナウイルス感染症の対策に係る市町村との連携及び調整の総括に関すること。</u></p> <p>(8) <u>事務局の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(9) <u>その他事務局内他課の所掌に属しないこと。</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症対策推進課</u></p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症の感染対策の総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症のクラスター対策の総括に関すること。</u></p> <p>(3) <u>新型コロナウイルス感染症のワクチン接種</u></p>	

<p><u>体制整備の総括に関すること。</u> <u>新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム</u> <u>新型コロナウイルス感染症のワクチン接種体制整備の総合調整に関すること。</u> <u>経済雇用・生活支援チーム</u> <u>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた県民生活及び県民経済の安定化を図る施策の総合調整に関すること。</u> <u>クラスター対策チーム</u> <u>新型コロナウイルス感染症のクラスター対策の総合調整に関すること。</u> <u>認証事業所・ガイドライン対策チーム</u> <u>鳥取県新型コロナウイルス対策認証事業所及び新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに関する施策の総合調整に関すること。</u> <u>人権啓発チーム</u> <u>新型コロナウイルス感染症に関連した人権施策の総合調整に関すること。</u></p>	
<p>(令和新時代創造本部各課の所掌事務) <u>第6条の3</u> 令和新時代創造本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 政策戦略監新時代・SDGs推進課 <small>エスディージーズ</small> (1)～(7) 略 (8) 略 政策戦略監総合統括課～統計課 略</p>	<p>(令和新時代創造本部各課の所掌事務) <u>第6条の2</u> 令和新時代創造本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 政策戦略監新時代・SDGs推進課 <small>エスディージーズ</small> (1)～(7) 略 (8) <u>本部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。</u> (9) 略 政策戦略監総合統括課～統計課 略</p>
<p>(交流人口拡大本部各課の所掌事務) <u>第6条の4</u> 略</p>	<p>(交流人口拡大本部各課の所掌事務) <u>第6条の3</u> 略</p>
<p>(危機管理局各課の所掌事務) <u>第6条の5</u> 略</p>	<p>(危機管理局各課の所掌事務) <u>第6条の4</u> 略</p>
<p>(総務部各課の所掌事務) 第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(12) 略 (13) <u>令和新時代創造本部及び総務部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。</u></p>	<p>(総務部各課の所掌事務) 第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(12) 略 (13) <u>部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。</u></p>

<p>(14) 略 財政課～総合事務センター物品契約課 略</p> <p>(福祉保健部各課の所掌事務)</p> <p>第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>ささえあい福祉局福祉保健課</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) <u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局及び福祉保健部の予算経理及び庶務に関すること</u> (総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(24) 略</p> <p>ささえあい福祉局福祉監査指導課～ささえあい福祉局長寿社会課 略</p> <p>健康医療局健康政策課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 感染症(結核を含む。)その他の疾病の予防に関すること (<u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の所掌に属するものを除く。</u>)</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>健康医療局医療政策課・健康医療局医療・保険課 略</p> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>環境立県推進課 略</p> <p><u>脱炭素社会推進課</u> 略</p> <p>衛生環境研究所～くらしの安心局水環境保全課 略</p> <p>(商工労働部各課の所掌事務)</p> <p>第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>商工政策課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>鳥取県産業振興未来ビジョン推進会議</u>に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>立地戦略課 略</p> <p><u>産業未来創造課</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>新産業創出プロジェクト</u>に関すること。</p>	<p>(14) 略 財政課～総合事務センター物品契約課 略</p> <p>(福祉保健部各課の所掌事務)</p> <p>第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>ささえあい福祉局福祉保健課</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) <u>部の予算経理及び庶務に関すること</u> (総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(24) 略</p> <p>ささえあい福祉局福祉監査指導課～ささえあい福祉局長寿社会課 略</p> <p>健康医療局健康政策課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 感染症(結核を含む。)その他の疾病の予防に関すること。</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>健康医療局医療政策課・健康医療局医療・保険課 略</p> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>環境立県推進課 略</p> <p><u>低炭素社会推進課</u> 略</p> <p>衛生環境研究所～くらしの安心局水環境保全課 略</p> <p>(商工労働部各課の所掌事務)</p> <p>第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>商工政策課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>経済・雇用振興キャビネット</u>に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>立地戦略課 略</p> <p><u>産業振興課</u></p> <p>(1) 略</p>
--	---

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

企業支援課～雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産政策課

- (1) 農林水産行政に係る企画調整に関すること。
- (2) 地域農政の推進に関すること。
- (3) 農業災害補償に関すること。
- (4) 農林水産部の所掌する試験研究機関の試験研究に係る評価、企画等の総合調整に関すること。
- (5) 略
- (6) 農村総合研修所に関すること。
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

試験場統括本部

農林水産部の所掌する試験研究機関の連携による技術開発の推進に関すること。

農業振興監経営支援課

- (1)～(9) 略
- (10) 農業の普及指導に関すること。
- (11) 農業気象に関すること。

農業振興監農業大学校

- (1) 次代の農林業の担い手に対し必要な専門的知識及び技術を修得させること。
- (2) 農業者等の研修に関すること。
- (3) 農業者等の生涯学習及び国際交流に関する

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

企業支援課～雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

農業大学校

- (1) 次代の農林業の担い手に対し必要な専門的知識及び技術を修得させること。
- (2) 農業者等の研修に関すること。
- (3) 農業者等の生涯学習及び国際交流に関する
こと。

経営支援課

- (1)～(9) 略

こと。

農業振興監生産振興課

- (1) 農産物の生産に関すること。
- (2) 植物防疫に関すること。
- (3) 鳥獣被害対策に係る国等との連絡調整に関すること。
- (4) 農林水産業の環境対策に関すること。
- (5) 農業試験場、園芸試験場、鳥獣対策センター、病害虫防除所、とっとり花回廊及び鳥取二十世紀梨記念館に関すること。

農業振興監農地・水保全課 略

農地・水保全課 略

農業振興戦略監とっとり農業戦略課

- (1) 農林水産行政に係る企画調整に関すること。
- (2) 地域農政の推進に関すること。
- (3) 農業災害補償に関すること。
- (4) 農林水産部の所掌する試験研究機関の試験研究に係る評価、企画等の総合調整に関すること。
- (5) 農業の普及指導に関すること。
- (6) 農業気象に関すること。
- (7) 農村総合研修所に関すること。

農業振興戦略監生産振興課

- (1) 農産物の生産に関すること。
- (2) 植物防疫に関すること。
- (3) 鳥獣被害対策に係る国等との連絡調整に関すること。
- (4) 農林水産業の環境対策に関すること。
- (5) 農業試験場、園芸試験場、鳥獣対策センター、病害虫防除所、とっとり花回廊及び鳥取二十世紀梨記念館に関すること。

農業振興戦略監畜産課 略

試験場統括本部

農林水産部の所掌する試験研究機関の連携による技術開発の推進に関すること。

森林・林業振興局林政企画課～森林・林業振興局森林づくり推進課 略

水産振興局水産課

- (1)～(10) 略
- (11) 水産事務所に関すること(産業振興課と共管)。
- (12)～(14) 略

畜産振興局畜産課 略

森林・林業振興局林政企画課～森林・林業振興局森林づくり推進課 略

水産振興局水産課

- (1)～(10) 略
- (11) 水産事務所に関すること(産業未来創造課と共管)。
- (12)～(14) 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおり

(県土整備部各課の所掌事務)

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおり

<p>とする。 県土総務課～道路建設課 略 河川課 (1) 公有水面の埋立て(農業振興監農地・水保全課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。)に関する事。 (2)～(4) 略 (5) 海岸保全区域の維持管理及び工事(農業振興監農地・水保全課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。)に関する事。 (6)・(7) 略 治山砂防課・空港港湾課 略</p>	<p>とする。 県土総務課～道路建設課 略 河川課 (1) 公有水面の埋立て(農地・水保全課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。)に関する事。 (2)～(4) 略 (5) 海岸保全区域の維持管理及び工事(農地・水保全課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。)に関する事。 (6)・(7) 略 治山砂防課・空港港湾課 略</p>
<p>(職制及び職務) 第16条 略 2～5 略 6 第1項の規定により置く令和新時代創造本部政策戦略監の長は政策戦略監とし、<u>農林水産部農業振興監</u>の長は<u>農業振興監</u>とする。 7～9 略 10 <u>クラスター対策監を新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に置き、新型コロナウイルス感染症のクラスター対策に関する事務をつかさどる。</u> <small>エスディージーズ</small> 11 <u>鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長を令和新時代創造本部に置き、<small>エスディージーズ</small>SDGsの普及啓発及び2050年二酸化炭素実質排出量ゼロの実現に向けた施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u> 12 略 13 略 14 略 15 <u>観光誘客ディレクターを交流人口拡大本部に置き、民間的視点による国内外からの観光誘客施策の調整に関する事務をつかさどる。</u> 16 <u>デジタル戦略監を総務部に置き、県政におけるデジタル改革の推進に関する事務をつかさどる。</u> 17 <u>鳥取県Society5.0推進本部事務局長を総務部に置き、鳥取県版Society5.0の推進に関する事務をつかさどる。</u> 18 略 19 略 20 略 21 略 22 略 23 略</p>	<p>(職制及び職務) 第16条 略 2～5 略 6 第1項の規定により置く令和新時代創造本部政策戦略監の長は政策戦略監とし、<u>農林水産部農業振興戦略監</u>の長は<u>農業振興戦略監</u>とする。 7～9 略 10 略 11 略 12 略 13 略 14 略 15 略 16 略 17 略 18 略</p>

24 略

(内部組織)

第21条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

県民福祉局	略	
倉吉保健所	健康支援総務課	
	医薬・感染症対策課	
	生活安全課	
県民福祉局・倉吉保健所	共生社会推進課	
	地域福祉課	
環境建築局	環境・循環推進課	
	建築住宅課	
略		

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

県民福祉局	略	
米子保健所	健康支援総務課	
	医薬・感染症対策課	
	生活安全課	
県民福祉局・米子保健所	共生社会推進課	
	地域福祉課	
環境建築局	環境・循環推進課	
	建築住宅課	
略		

3 略

(県民福祉局各課の所掌事務)

第22条 中部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

19 略

(内部組織)

第21条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

地域振興局	略	
福祉保健局	地域福祉支援課	
	障がい者支援課	
	健康支援課	
生活環境局	環境・循環推進課	
	生活安全課	
	建築住宅課	
略		

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

地域振興局	略	
福祉保健局	福祉企画課	
	福祉支援課	
	障がい者支援課	
	健康支援課	
生活環境局	環境・循環推進課	
	生活安全課	
	建築住宅課	
略		

3 略

(地域振興局各課の所掌事務)

第22条 中部総合事務所地域振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民福祉局中部振興課 略

県民福祉局総務室

(1) 中部総合事務所及び鳥取県中部県税事務所の予算経理及び庶務に関すること（倉吉保健所健康支援総務課、環境建築局環境・循環推進課、農林局農業振興課、県土整備局建設総務課及び鳥取県中部県税事務所収税課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 略

県民福祉局農商工連携チーム 略

県民福祉局中山間地域振興チーム 略

第22条の2 西部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民福祉局西部振興課 略

県民福祉局西部観光商工課 略

県民福祉局総務室

(1) 西部総合事務所、鳥取県西部県税事務所及び鳥取県米子児童相談所の予算経理及び庶務に関すること（米子保健所健康支援総務課、環境建築局環境・循環推進課、農林局農林業振興課、米子県土整備局建設総務課、日野振興センター日野振興局地域振興課、日野振興センター日野県土整備局建設総務課及び鳥取県西部県税事務所収税課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 略

県民福祉局農商工連携チーム 略

県民福祉局中山間地域振興チーム 略

(保健所各課の所掌事務)

第22条の3 中部総合事務所倉吉保健所及び西部総合事務所米子保健所各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興局中部振興課 略

地域振興局総務室

(1) 中部総合事務所及び鳥取県中部県税事務所の予算経理及び庶務に関すること（福祉保健局地域福祉支援課、生活環境局環境・循環推進課、農林局農業振興課、県土整備局建設総務課及び鳥取県中部県税事務所収税課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 略

地域振興局農商工連携チーム 略

地域振興局中山間地域振興チーム 略

第22条の2 西部総合事務所地域振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興局西部振興課 略

地域振興局西部観光商工課 略

地域振興局総務室

(1) 西部総合事務所、鳥取県西部県税事務所及び鳥取県米子児童相談所の予算経理及び庶務に関すること（福祉保健局福祉企画課、生活環境局環境・循環推進課、農林局農林業振興課、米子県土整備局建設総務課、日野振興センター日野振興局地域振興課、日野振興センター日野県土整備局建設総務課及び鳥取県西部県税事務所収税課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 略

地域振興局農商工連携チーム 略

地域振興局中山間地域振興チーム 略

(福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の3 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健局地域福祉支援課

(1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に関すること。

(2) 社会福祉統計に関すること。

(3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。

(4) 介護保険に関すること。

(5) 救済援護に必要な物資に関すること。

(6) 災害援助に関すること。

(7) 民生委員及び児童委員に関すること。

(8) 社会福祉施設に関すること。

(9) 児童の福祉に関すること（福祉事務所の所掌に属するものを除く。）。

- (10) 児童福祉施設に関すること。
- (11) 老人福祉計画の推進に関すること。
- (12) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に係る連絡調整に関すること。
- (13) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (14) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。
- (15) 福祉保健局内の庶務に関すること。
- (16) その他局内他課の所掌に属しない福祉保健

福祉保健局福祉企画課

- (1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に関すること。
- (2) 社会福祉統計に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 介護保険に関すること。
- (5) 救済援護に必要な物資に関すること。
- (6) 災害救助に関すること。
- (7) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (8) 社会福祉施設に関すること。
- (9) 児童の福祉に関すること（福祉事務所の所掌に属するものを除く。）。

- (10) 児童福祉施設に関すること。
- (11) 福祉保健局内の庶務に関すること。
- (12) その他局内他課の所掌に属しない福祉保健

福祉保健局福祉支援課

- (1) 老人福祉計画の推進に関すること。
- (2) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に係る連絡調整に関すること。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (4) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。

福祉保健局障がい者支援課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

- (1) 障害者福祉に係る連絡調整に関すること。
- (2) 要保護女子及び配偶者等からの暴力の被害者の保護に係る相談に関すること。
- (3) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関すること。
- (4) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
- (6) 戦傷病者の更生援護に関すること。

福祉保健局健康支援課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

- (1) 地域保健医療計画の推進に関すること。
- (2) 医療法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関すること。
- (3) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者に関すること。
- (4) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。
- (5) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 感染症その他の疾病の予防に関すること。
- (8) 健康増進対策に関すること。
- (9) がん対策に関すること。
- (10) 栄養士法の施行に関すること。
- (11) 栄養の改善及び指導に関すること。
- (12) 歯科保健に関すること。
- (13) 保健師等の業務指導に関すること。
- (14) 母体保護及び母子保健に関すること。
- (15) 生活習慣病の対策に関すること。
- (16) 難病に関すること。
- (17) 老人保健に関すること。
- (18) その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。

倉吉保健所健康支援総務課

- (1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に関すること。
- (2) 地域保健医療計画の推進に関すること（倉吉保健所医薬・感染症対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 健康増進対策に関すること。
- (4) がん対策に関すること。
- (5) 栄養士法の施行に関すること。
- (6) 栄養の改善及び指導に関すること。
- (7) 歯科保健に関すること。
- (8) 保健師等の業務指導に関すること。
- (9) 母体保護及び母子保健に関すること。
- (10) 生活習慣病の対策に関すること。
- (11) 老人保健に関すること。
- (12) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること（精神障害者保健福祉手帳に関するものを除く。）。
- (13) 社会福祉統計に関すること。

- (14) 保健に関する総合相談窓口に関すること。
- (15) 救済援護に必要な物資に関すること。
- (16) 災害援助に関すること。
- (17) 倉吉保健所内の庶務に関すること。
- (18) その他他課の所掌に属しない保健行政に関すること。
- 倉吉保健所医薬・感染症対策課
- (1) 地域保健医療計画の推進に関すること（医療に関することに限る。）。
- (2) 医療法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関すること。
- (3) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者に関すること。
- (4) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。
- (5) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 感染症その他の疾病の予防に関すること。
- (8) 難病に関すること。
- (9) その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。
- 倉吉保健所生活安全課
- (1) 食品衛生に関すること。
- (2) 食品表示に関すること。
- (3) 調理師等食品関係者に関すること。
- (4) と畜場及びと畜に関すること。
- (5) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- (6) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農薬に関すること。
- (7) 狂犬病予防に関すること。
- (8) 動物の愛護及び管理に関すること。
- 米子保健所健康支援総務課
- (1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に関すること。
- (2) 地域保健医療計画の推進に関すること（米子保健所医薬・感染症対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 健康増進対策に関すること。
- (4) がん対策に関すること。
- (5) 栄養士法の施行に関すること。
- (6) 栄養の改善及び指導に関すること。
- (7) 歯科保健に関すること。
- (8) 保健師等の業務指導に関すること。

- (9) 母体保護及び母子保健に関すること。
- (10) 生活習慣病の対策に関すること。
- (11) 老人保健に関すること。
- (12) 精神保健及び精神障害者の福祉に関するこ
と（精神障害者保健福祉手帳に関するものを除
く。）。
- (13) 社会福祉統計に関すること。
- (14) 保健に関する総合相談窓口に関すること。
- (15) 救済援護に必要な物資に関すること。
- (16) 災害援助に関すること。
- (17) 米子保健所内の庶務に関すること。
- (18) その他他課の所掌に属しない保健行政に関
すること。
米子保健所医薬・感染症対策課
- (1) 地域保健医療計画の推進に関すること（医
療に関することに限る。）。
- (2) 医療法及び医薬品、医療機器等の品質、有
効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に
関すること。
- (3) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者に関
すること。
- (4) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の
指導及び取締りに関すること。
- (5) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関する
こと。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 感染症その他の疾病の予防に関すること。
- (8) 難病に関すること。
- (9) その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関
すること。
米子保健所生活安全課
- (1) 食品衛生に関すること。
- (2) 食品表示に関すること。
- (3) 調理師等食品関係者に関すること。
- (4) と畜場及びと畜に関すること。
- (5) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- (6) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農薬に
関すること。
- (7) 狂犬病予防に関すること。
- (8) 動物の愛護及び管理に関すること（日野振
興センター日野振興局地域振興課の所掌に属す
るものを除く。）。

（県民福祉局及び保健所の所掌事務）

第22条の3の2 県民福祉局及び保健所各課の所掌

事務は次のとおりとする。

県民福祉局共生社会推進課

- (1) 福祉に関する情報の収集及び提供に関する
こと。
- (2) 福祉のまちづくりの推進に関する
こと。
- (3) 介護保険に関する
こと。
- (4) 民生委員及び児童委員に関する
こと。
- (5) 社会福祉施設に関する
こと。
- (6) 児童の福祉に関する
こと。
- (7) 児童福祉施設に関する
こと。
- (8) 老人福祉に関する
こと。
- (9) 老人福祉計画の推進に関する
こと。
- (10) 身体障害者の福祉に関する
こと。
- (11) 知的障害者の福祉に関する
こと。
- (12) 障害者福祉に係る連絡調整に関する
こと。
- (13) 福祉に関する総合相談窓口に関する
こと。
- (14) 精神障害者保健福祉手帳に関する
こと。
- (15) 戦傷病者の更生援護に関する
こと。
- (16) その他局内他課の所掌に属しない福祉行政
に関する
こと。

県民福祉局地域福祉課

- (1) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に関する
こと。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基
づく医療機関の指導に関する
こと。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人に関する
こと。
- (4) 青少年の健全育成に関する
こと。
- (5) ひとり親及び寡婦の福祉に関する
こと。
- (6) 助産施設における助産の実施及び母子生活
支援施設における保護に関する
こと。
- (7) 要保護女子及び配偶者等からの暴力の被害
者の保護に係る相談に関する
こと。
- (8) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関す
る
こと。
- (9) その他社会福祉に関する
こと。

(環境建築局各課の所掌事務)

第22条の4 環境建築局各課の所掌事務は、次のと
おりとする。

環境建築局環境・循環推進課

- (1)～(9) 略
- (10) 自然環境の保護に関する
こと（日野振興セ
ンター日野振興局地域振興課の所掌に属するも

(生活環境局各課の所掌事務)

第22条の4 生活環境局各課の所掌事務は、次のと
おりとする。

生活環境局環境・循環推進課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを
除く。）

- (1)～(9) 略

のを除く。)。

(11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。

(12) 自然公園に関すること（県民福祉局西部観光商工課又は日野振興センター日野振興局地域振興課の所掌に属するものを除く。)。

(13) 鳥取県立大山自然歴史館及び大山オオタカの森の管理に関すること（西部総合事務所に限る。)。

(14) 環境建築局内の庶務に関すること。

(15) 略

環境建築局建築住宅課 略

(内部組織)

第60条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所に、同表の右欄に掲げる課を置く。

鳥取県中部福祉事務所	中部総合事務所県民福祉局共生社会推進課
	中部総合事務所県民福祉局地

(10) 生活環境局内の庶務に関すること。

(11) 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。)

(1) 食品衛生に関すること。

(2) 食品表示に関すること。

(3) 調理師等食品関係者に関すること。

(4) と畜場及びと畜に関すること。

(5) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。

(6) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農薬に関すること。

(7) 狂犬病予防に関すること。

(8) 動物の愛護及び管理に関すること（日野振興センター日野振興局地域振興課の所掌に属するものを除く。)。

(9) 自然環境の保護に関すること（日野振興センター日野振興局地域振興課の所掌に属するものを除く。)。

(10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。

(11) 自然公園に関すること（地域振興局西部広域観光課又は日野振興センター日野振興局地域振興課の所掌に属するものを除く。)。

(12) その他生活環境に関すること。

(13) 鳥取県立大山自然歴史館及び大山オオタカの森の管理に関すること（西部総合事務所に限る。)。

生活環境局建築住宅課 略

(内部組織及び所掌事務)

第60条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

鳥取県中部福祉事務所	地域福祉支援課
	障がい者支援課

	域福祉課
鳥取県西部福祉事務所	西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課
	西部総合事務所県民福祉局地域福祉課

鳥取県西部福祉事務所	福祉企画課
	福祉支援課
	障がい者支援課

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域福祉支援課

- (1) 福祉に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に関すること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療機関の指導に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。
- (6) 老人の福祉に関すること。
- (7) 助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護に関すること。
- (8) その他社会福祉に関すること。

福祉企画課

福祉に関する情報の収集及び提供に関すること。

福祉支援課

次に掲げる事務（第4号に掲げる事務（母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け及び償還に係るものに限る。）で日野郡の区域内に係るものを含む。）

- (1) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に関すること。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療機関の指導に関すること。
- (3) 青少年の健全育成に関すること。
- (4) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。
- (5) 老人の福祉に関すること。
- (6) 助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護に関すること。
- (7) その他社会福祉に関すること。

障がい者支援課

- (1) 身体障害者の福祉に関すること。
- (2) 知的障害者の福祉に関すること。

(内部組織)

第62条 次の表の左欄に掲げる保健所に、同表の右欄に掲げる課を置く。

(内部組織及び所掌事務)

第62条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

鳥取県倉吉保健所	中部総合事務所倉吉保健所健康支援総務課
	中部総合事務所倉吉保健所医薬・感染症対策課
	中部総合事務所倉吉保健所生活安全課
	中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課
鳥取県米子保健所	西部総合事務所米子保健所健康支援総務課
	西部総合事務所米子保健所医薬・感染症対策課
	西部総合事務所米子保健所生活安全課
	西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課

鳥取県倉吉保健所	地域福祉支援課
	障がい者支援課
	健康支援課
	環境・循環推進課
鳥取県米子保健所	福祉企画課
	障がい者支援課
	健康支援課
	環境・循環推進課
	生活安全課

- 2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。
- 福祉企画課及び地域福祉支援課
 地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条第2号（人口動態統計に関するものに限る。）に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。
- 障がい者支援課
 地域保健法第6条第10号（ささえあい福祉局福祉保健課の所掌に属するものを除く。）に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。
- 健康支援課
 地域保健法第6条第1号から第3号まで、第5号から第9号まで、第11号、第12号及び第14号（第2号にあつては福祉企画課又は地域福祉支援課の所掌に属するものを、第3号にあつては生活安全課の所掌に属するものを、第12号にあつてはささえあい福祉局福祉保健課の所掌に属するものをそれぞれ除く。）に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。
- 環境・循環推進課
 地域保健法第6条第4号に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。
- 生活安全課
 地域保健法第6条第3号（食品衛生に関するものに限る。）及び同条第4号に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規

(内部組織及び所掌事務)

第140条 略

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

建設総務課

次に掲げる事務（第4号から第9号までに掲げる事務にあつては、鳥取県八頭県土整備事務所に限る。）

(1)～(7) 略

(8) 鳥取県八頭庁舎の車両に関すること（維持管理課の所掌に属するものを除く。）。

(9)・(10) 略

維持管理課～山陰道・岩美道路推進室 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県肝炎対策協議会	健康医療局健康政策課
鳥取県感染症対策協議会	健康医療局健康政策課（新型コロナウイルス感染症対策推進課が担当する事務を除く。）
	新型コロナウイルス感染症対策推進課（新型コロナウイルス感染症に関することに限る。）
鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	健康医療局健康政策課
鳥取県指定難病審査会	
鳥取県がん対策推進県民会議	健康医療局健康政策課（中部総合事務所倉吉保健所健康支援総務課及び西部総合事務所米子保健所健康支援総務課が担当

定されたものに関すること（環境・循環推進課の所掌に属するものを除く。）。

(内部組織及び所掌事務)

第140条 略

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

建設総務課

次に掲げる事務（第4号から第9号までに掲げる事務にあつては、鳥取県八頭県土整備事務所に限る。）

(1)～(7) 略

(8) 鳥取県八頭庁舎の車両に関すること（維持管理課の所掌に関するものを除く。）。

(9)・(10) 略

維持管理課～山陰道・岩美道路推進室 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県肝炎対策協議会	健康医療局健康政策課
鳥取県感染症対策協議会	
鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	
鳥取県指定難病審査会	
鳥取県がん対策推進県民会議	健康医療局健康政策課（中部総合事務所福祉保健局健康支援課及び西部総合事務所福祉保健局健康支援課が担当する事務

	<p>する事務を除く。)</p> <p>中部総合事務所倉吉保健所健康支援総務課（鳥取県中部圏域に係るものに限る。)</p> <p>西部総合事務所米子保健所健康支援総務課（鳥取県西部圏域に係るものに限る。)</p>		<p>を除く。)</p> <p>中部総合事務所福祉保健局健康支援課（鳥取県中部圏域に係るものに限る。)</p> <p>西部総合事務所福祉保健局健康支援課（鳥取県西部圏域に係るものに限る。)</p>
鳥取県歯科保健推進協議会	<p>健康医療局健康政策課（中部総合事務所倉吉保健所健康支援総務課及び西部総合事務所米子保健所健康支援総務課が担当する事務を除く。)</p> <p>中部総合事務所倉吉保健所健康支援総務課（鳥取県中部圏域に係るものに限る。)</p> <p>西部総合事務所米子保健所健康支援総務課（鳥取県西部圏域に係るものに限る。)</p>	鳥取県歯科保健推進協議会	<p>健康医療局健康政策課（中部総合事務所福祉保健局健康支援課及び西部総合事務所福祉保健局健康支援課が担当する事務を除く。)</p> <p>中部総合事務所福祉保健局健康支援課（鳥取県中部圏域に係るものに限る。)</p> <p>西部総合事務所福祉保健局健康支援課（鳥取県西部圏域に係るものに限る。)</p>
略		略	
鳥取県地域保健医療協議会	<p>健康医療局医療政策課（中部総合事務所倉吉保健所健康支援総務課及び西部総合事務所米子保健所健康支援総務課が担当する事務を除く。)</p> <p>中部総合事務所倉吉保健所健康支援総務課（鳥取県中部圏域に係るものに限る。)</p> <p>西部総合事務所米子保健所健康支援総務課（鳥取県西部圏域に係るものに限る。)</p>	鳥取県地域保健医療協議会	<p>健康医療局医療政策課（中部総合事務所福祉保健局健康支援課及び西部総合事務所福祉保健局健康支援課が担当する事務を除く。)</p> <p>中部総合事務所福祉保健局健康支援課（鳥取県中部圏域に係るものに限る。)</p> <p>西部総合事務所福祉保健局健康支援課（鳥取県西部圏域に係るものに限る。)</p>
略		略	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	産業未来創造課	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	産業振興課

略		略	
略	企業支援課	略	企業支援課
鳥取県中小企業調停審議会		鳥取県中小企業調停審議会	
鳥取県職務育成品種審査会	農林水産政策課	鳥取県職務育成品種審査会	農業振興戦略監ととり農業戦略課
鳥取県農業共済保険審査会		鳥取県農業共済保険審査会	
鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会	農業振興監農地・水保全課	鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会	農地・水保全課
略		略	
鳥取県中部感染症診査協議会	中部総合事務所倉吉保健所医薬・感染症対策課	鳥取県中部感染症診査協議会	中部総合事務所福祉保健局健康支援課
鳥取県西部感染症診査協議会	西部総合事務所米子保健所医薬・感染症対策課	鳥取県西部感染症診査協議会	西部総合事務所福祉保健局健康支援課
略		略	
2 略		2 略	

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職の設置に関する規則(昭和39年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第2条関係)</p> <p>統轄監、部長、本部長、局長、所長、理事監、会計管理者、次長、参事監、<u>クラスター対策監、鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、政策戦略監、原子力安全対策監、デジタル戦略監、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、文化振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興監、業務適正化推進本部事務局長、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、中部復興支援幹、参事、危機管理専門官、危機管理情報官、<u>観光誘客ディレクター</u>、副官房長、事務局長、主任教</u></p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>統轄監、部長、本部長、局長、所長、理事監、会計管理者、次長、参事監、政策戦略監、原子力安全対策監、文化振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、<u>農業振興戦略監</u>、業務適正化推進本部事務局長、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、中部復興支援幹、参事、危機管理専門官、危機管理情報官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、チーム長、副本部長、支所長、中山間地</p>

授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、地方交通主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主任、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、副館長、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術

域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主任、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、副館長、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員	
---	--

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第7項の規定により置かれる次長、同条第9項の規定により置かれる理事監及び参事監、<u>同条第10項の規定により置かれるクラスター対策監、同条第12項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第13項の規定により置かれる危機管理情報官、同条第14項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第16項の規定により置かれるデジタル戦略監、同条第21項の規定により置かれる文化振興監並びに同条第24項の規定により置かれる経済産業振興監</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第7項の規定により置かれる次長、同条第9項の規定により置かれる理事監及び参事監、<u>同条第10項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第11項の規定により置かれる危機管理情報官、同条第12項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第16項の規定により置かれる文化振興監並びに同条第19項の規定により置かれる経済産業振興監</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(鳥取県予算規則の一部改正)

2 鳥取県予算規則（昭和39年鳥取県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

<p>(1) 主務部長 知事部局の部長（<u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長</u>、令和新時代創造本部長、交流人口拡大本部長、危機管理局长、子育て・人財局长及び会計管理者を含む。）、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(1) 主務部長 知事部局の部長（令和新時代創造本部長、交流人口拡大本部長、危機管理局长、子育て・人財局长及び会計管理者を含む。）、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p>
--	--

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の事業報告書等の公表)</p> <p>第3条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課、鳥取県中部総合事務所<u>県民福祉局</u>並びに鳥取県西部総合事務所<u>県民福祉局</u>及び日野振興センター日野振興局で、執務時間中閲覧に供する方法とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(指定管理者の事業報告書等の公表)</p> <p>第3条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課、鳥取県中部総合事務所<u>地域振興局</u>並びに鳥取県西部総合事務所<u>地域振興局</u>及び日野振興センター日野振興局で、執務時間中閲覧に供する方法とする。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正)

- 4 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則（平成7年鳥取県規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告書の閲覧)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 閲覧は、鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課、鳥取県中部総合事務所<u>県民福祉局</u>並びに鳥取県西部総合事務所<u>県民福祉局</u>及び日野振興センター日野振興局で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(報告書の閲覧)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 閲覧は、鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課、鳥取県中部総合事務所<u>地域振興局</u>並びに鳥取県西部総合事務所<u>地域振興局</u>及び日野振興センター日野振興局で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>4～6 略</p>

(鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

- 5 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年鳥取県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業報告書等の提出等)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(事業報告書等の提出等)</p> <p>第7条 略</p>

<p>2 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 閲覧は、<u>中部総合事務所県民福祉局</u>、<u>西部総合事務所県民福祉局</u>及び<u>東部地域振興事務所</u>において行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の謄写（以下「謄写」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、<u>中部総合事務所県民福祉局</u>、<u>西部総合事務所県民福祉局</u>又は<u>東部地域振興事務所</u>に提出し、又は送信するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p>	<p>2 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 閲覧は、<u>中部総合事務所地域振興局</u>、<u>西部総合事務所地域振興局</u>及び<u>東部地域振興事務所</u>において行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の謄写（以下「謄写」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、<u>中部総合事務所地域振興局</u>、<u>西部総合事務所地域振興局</u>又は<u>東部地域振興事務所</u>に提出し、又は送信するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p>
--	--

(鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

6 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公表、縦覧等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例第3条第3項の規定による縦覧は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 縦覧は、<u>中部総合事務所県民福祉局</u>、<u>西部総合事務所県民福祉局</u>及び<u>東部地域振興事務所</u>において行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 条例第11条の規定による書類の謄写（以下「謄写」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、<u>中部総合事務所県民福祉局</u>、<u>西部総合事務所県民福祉局</u>又は<u>東部地域振興事務所</u>に提出し、又は送信するものとする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(公表、縦覧等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例第3条第3項の規定による縦覧は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 縦覧は、<u>中部総合事務所地域振興局</u>、<u>西部総合事務所地域振興局</u>及び<u>東部地域振興事務所</u>において行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 条例第11条の規定による書類の謄写（以下「謄写」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、<u>中部総合事務所地域振興局</u>、<u>西部総合事務所地域振興局</u>又は<u>東部地域振興事務所</u>に提出し、又は送信するものとする。</p> <p>(2) 略</p>

3 略

3 略

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年鳥取県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局</p> <p>ア～サ 略</p> <p>シ 室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。)、内視鏡室、化学療法室、画像診断室、<u>放射線治療室及び災害対策室</u>の室長に限る。)</p> <p>ス・セ 略</p>	<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局</p> <p>ア～サ 略</p> <p>シ 室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。)、内視鏡室、化学療法室、画像診断室<u>及び放射線治療室</u>の室長に限る。)</p> <p>ス・セ 略</p>

(鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則(平成7年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長(病院局総務課長に限る。)、参事、院長、副院长、部長、センター長、副センター長、副局长、室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。)、内視鏡室、化学療法室、画</p>	<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長(病院局総務課長に限る。)、参事、院長、副院长、部長、センター長、副センター長、副局长、室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。)、内視鏡室、化学療法室、画</p>

像診断室、放射線治療室及び災害対策室の室長に限る。)、副室長(医療安全対策室及び職員支援室の副室長に限る。))及び看護師長の職を占める職員とする。	像診断室及び放射線治療室の室長に限る。)、副室長(医療安全対策室及び職員支援室の副室長に限る。))及び看護師長の職を占める職員とする。
---	---

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																											
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 部長 組織条例第14条第1項に規定する部長及び組織規則第5条第1項の規定により置かれる<u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の長</u>をいう。</p> <p>(17)～(19) 略</p> <p>(20) 総合事務所内局長 組織規則第21条各項の表の左欄に掲げる<u>県民福祉局、倉吉保健所、米子保健所、環境建築局、農林局、県土整備局、米子県土整備局、日野振興局及び日野県土整備局</u>の長をいう。</p> <p>(21)～(23) 略</p> <p>(代決)</p> <p>第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>本庁又は 地方機関 の別</td> <td>正当決裁 権者</td> <td>第1順位 者</td> <td>第2順位 者</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>2 地方 機関</td> <td>略</td> <td>(2) 総 合事務 所長</td> <td>総合事務 所内局長 又は日野 振興セン ターの長 (日野振 興セン ターの所 長又は</td> </tr> </table>				本庁又は 地方機関 の別	正当決裁 権者	第1順位 者	第2順位 者	略				2 地方 機関	略	(2) 総 合事務 所長	総合事務 所内局長 又は日野 振興セン ターの長 (日野振 興セン ターの所 長又は	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 部長 組織条例第14条第1項に規定する部局長をいう。</p> <p>(17)～(19) 略</p> <p>(20) 総合事務所内局長 組織規則第21条各項の表の左欄に掲げる<u>地域振興局、福祉保健局、生活環境局、農林局、県土整備局、米子県土整備局、日野振興局及び日野県土整備局</u>の長をいう。</p> <p>(21)～(23) 略</p> <p>(代決)</p> <p>第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>本庁又は 地方機関 の別</td> <td>正当決裁 権者</td> <td>第1順位 者</td> <td>第2順位 者</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>2 地方 機関</td> <td>略</td> <td>(2) 総 合事務 所長</td> <td>総合事務 所内局長 又は日野 振興セン ターの長 (日野振 興セン ターの所 長又は</td> </tr> </table>				本庁又は 地方機関 の別	正当決裁 権者	第1順位 者	第2順位 者	略				2 地方 機関	略	(2) 総 合事務 所長	総合事務 所内局長 又は日野 振興セン ターの長 (日野振 興セン ターの所 長又は
本庁又は 地方機関 の別	正当決裁 権者	第1順位 者	第2順位 者																												
略																															
2 地方 機関	略	(2) 総 合事務 所長	総合事務 所内局長 又は日野 振興セン ターの長 (日野振 興セン ターの所 長又は																												
本庁又は 地方機関 の別	正当決裁 権者	第1順位 者	第2順位 者																												
略																															
2 地方 機関	略	(2) 総 合事務 所長	総合事務 所内局長 又は日野 振興セン ターの長 (日野振 興セン ターの所 長又は																												

	興センターの所掌に属する事務に限る。）	総合事務所内局長（日野振興センターの所掌に属する事務に限る。）
略		

2・3 略

別表（第3条、第4条、第6条、第11条関係）

一般の事務に係る事務処理権限

種類	事項 内容	事務処理権限の区分								
		知事	専決権者			委任決裁権者				
			部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長
略										
七 補	略									
助金及び会計に関する事務	2 会計に関する事務 (一) 略 (二) 本庁における会計に関する事務 (1)～(5) 略 (6) 物品の貸付け又は借受け イ 有償のもの (イ) 重要なもの (ロ) 軽易なもの ロ 無償のもの (イ) 重要なもの (ロ) 軽易なもの (7)～(12) 略		○						○	
略										

	興センターの所掌に属する事務に限る。）	興センターの所掌に属する事務に限る。）	掌に属する事務に限る。）
略			

2・3 略

別表（第3条、第4条、第6条、第11条関係）

一般の事務に係る事務処理権限

種類	事項 内容	事務処理権限の区分								
		知事	専決権者			委任決裁権者				
			部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長
略										
七 補	略									
助金及び会計に関する事務	2 会計に関する事務 (一) 略 (二) 本庁における会計に関する事務 (1)～(5) 略 (6) 物品の貸付け又は借受け イ 更新に係るもの ロ イ以外のもの (7)～(12) 略			○						○
略										

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則及び鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第14号

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則及び鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則の一部改正)

第1条 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則(平成8年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号) <u>第10条第5項</u>の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(小委員会)</p> <p>第4条 略</p> <p>(意見の聴取)</p> <p><u>第5条 協議会及び小委員会は、必要があると認めるときは、議事に関し専門的な知識を有する者に対して、出席を求めて意見を聴き、又は意見書の提出を求めることができる。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号) <u>第8条第5項</u>の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(小委員会)</p> <p>第4条 略</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第5条</u> 略</p>

(鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則(平成21年鳥取県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号。以下「条例」という。) <u>第8条第4項</u>の規定に基づき、人権相談窓口の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称、設置場所及び所掌機関)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号。以下「条例」という。) <u>第6条第4項</u>の規定に基づき、人権相談窓口の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称、設置場所及び所掌機関)</p>

第3条 条例第8条第1項の規定により設置された人権相談窓口の名称、設置場所及び所掌機関は、次のとおりとする。

名称	設置場所	所掌機関
略		
中部相談窓口	倉吉市	中部総合事務所 県民福祉局及び 総務部人権局
西部相談窓口	米子市	西部総合事務所 県民福祉局及び 総務部人権局

(人権相談窓口が行う支援)

第4条 人権相談窓口は、専門的知見を活用しながら相談に係る当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、必要に応じて次に掲げる支援を行う。

(1)～(4) 略

(5) 条例第8条第2項第2号の紹介（以下単に「紹介」という。）

(6)～(10) 略

2～4 略

第3条 条例第6条第1項の規定により設置された人権相談窓口の名称、設置場所及び所掌機関は、次のとおりとする。

名称	設置場所	所掌機関
略		
中部相談窓口	倉吉市	中部総合事務所 地域振興局及び 総務部人権局
西部相談窓口	米子市	西部総合事務所 地域振興局及び 総務部人権局

(人権相談窓口が行う支援)

第4条 人権相談窓口は、専門的知見を活用しながら相談に係る当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、必要に応じて次に掲げる支援を行う。

(1)～(4) 略

(5) 条例第6条第2項第2号の紹介（以下単に「紹介」という。）

(6)～(10) 略

2～4 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
市町村名	旧町村名	市町村名	旧町村名
略		略	
湯梨浜町	長瀬村 浅津村	湯梨浜町	長瀬村 浅津村
琴浦町	下郷村	北栄町	栄村
略		琴浦町	下郷村 <u>赤碕町</u> <u>成美村</u> <u>安田村</u>
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。